

盛土規制法の適用に向けた「規制区域の候補区域の公表」 及び「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(案)及び相模原市開発事業基準条例の改正(案)のパブリックコメント」を行います

令和3年に発生した静岡県熱海市での土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)」が令和5年5月に施行されました。

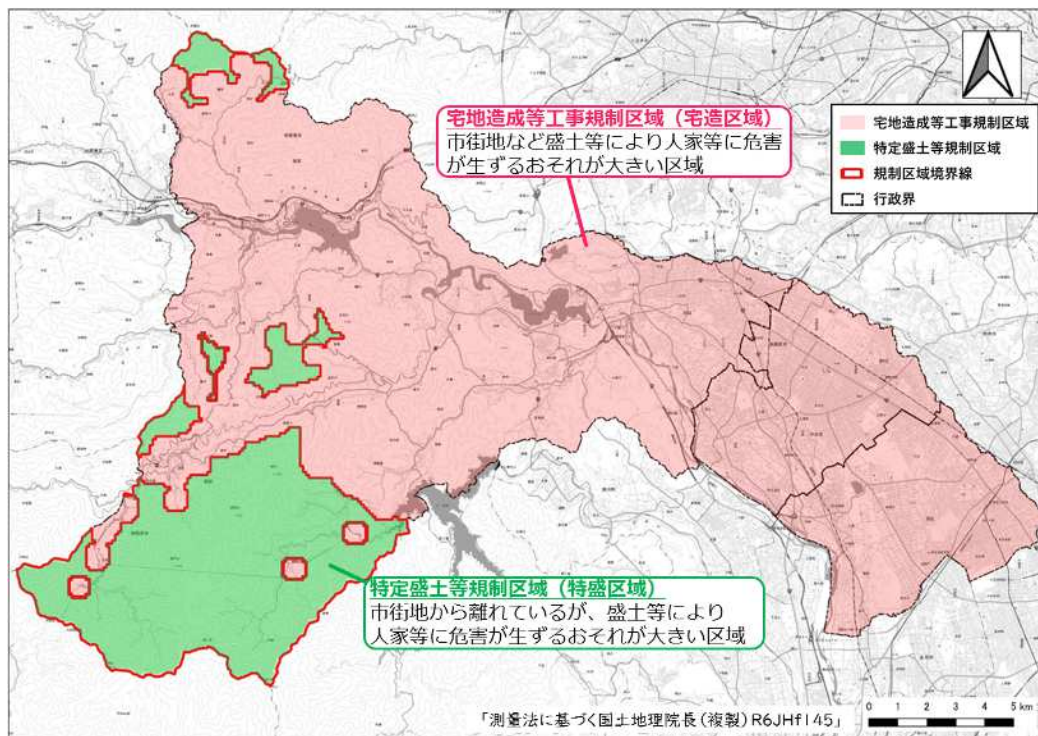
盛土規制法に基づく基礎調査を実施した結果、規制区域の候補区域を「相模原市の全域」としましたので、公表します。

また、規制区域を令和7年4月1日に指定し、盛土規制法に基づく規制を開始することに伴い、当該規制区域に適用する同法の施行等について必要な事項を定める「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(案)」及び関連する「相模原市開発事業基準条例の改正(案)」について、市民の皆様からご意見を募集します。

1 盛土規制法の概要

盛土規制法では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害が生ずるおそれ大きい区域を規制区域として指定することができることされており、規制区域内で行う一定規模以上の盛土等は許可又は届出の対象となります。

2 規制区域の候補区域



詳しくは

市ホームページ:「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)について」
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/1029495.html>

二次元コード



3 各条例(案)のパブリックコメント【9月15日からご覧いただけます】

9月15日(日)から10月15日(火)まで、パブリックコメントを実施します。

お寄せいただいたご意見については、後日、市ホームページ等により、ご意見の内容とそれに対する市の考え方などを公表します。

なお、各条例(案)の概要については、意見募集期間中に市ホームページ等で閲覧することができます。

市ホームページ:「パブリックコメント」

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/pubcome/index.html

二次元コード



問合せ先

開発調整課

直通電話 042-769-8251